

# 試験結果報告書



エルティーアイ株式会社  
京都市右京区梅ヶ畠引地町34-4  
TEL:(075)882-1515 FAX:(075)882-1516

○蓄光式誘導標識の型式記号等:「α-FLASH S」消防認定品 SSNシリーズ(プレミアム)  
標識区分S50・S200級該当品 (認定番号:HP-048号)

○光源となる照明器具の種類: LED光源

○照明器具の型式等: 東芝ライテック(株)製 白色LEDランプ

○測定機器の型式等

- ・輝度計: トプロンテクノハウス製 BM-5AS
- ・照度計: コニカミノルタ製 T-10(JIS C 1609準拠)
- ・紫外線強度計: トプロンテクノハウス製 UVR-300
- ・受光部: トプロンテクノハウス製 UD-400

○試験方法

暗所に48時間以上外光を遮断した状態で保管し、その後、白色LEDランプ・50ルクス、200ルクスの照度で20分間照射し、照射を止めた後に20分後、60分後の輝度を測定する。

## <白色LEDランプによるSSNシリーズ(プレミアム)のりん光輝度測定結果>

照度 (lx)	紫外線強度 ( $\mu$ W/cm <sup>2</sup> )	20分後輝度 (mcd/m <sup>2</sup> )	60分後輝度 (mcd/m <sup>2</sup> )
200	9.6	456	140
50	2.6	155	58

※本試験結果は上記測定条件での測定値です。参考値であり、保証値ではありません。

※1 「照度」、「紫外線強度」及び「輝度」は、照度計(JIS C 1609-1の適合品等)、紫外線強度計(おおむね360nm～480nmの範囲を測定できるもの)、輝度計(色彩輝度計等)を用いて測定した結果を記載。

※2 「20分後の輝度」欄には、蓄光式誘導標識を照明器具により20分間照射し、その後20分間経過した後における測定値を記載(消防法施行規則第28条の3第4項第10号の規定において誘導等を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、「60分後の輝度」として、照明器具により20分間照射し、その後60分間経過した後における測定値を記載)。

※3 当該試験データを設置届に添付する等して、試験結果報告書に記載の「設置場所の照度」と突合して、蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が確保されていることを確認。

※4 蓄光式誘導標識を複数設ける防火対象物にあっては、

\* 当該防火対象物に設ける蓄光式誘導標識の型式等ごとに当該試験データを添付するとともに、

\* 試験結果報告書の「設置場所の照度」についても、各設置箇所によって照度が異なる場合には、当該照度の範囲(例: ○○lx～△△lx)を記載。また、必要に応じ、個別の設置箇所における照度を別紙にて添付。

※5 経年等に伴い、「照度」、「輝度」等が所期の条件に適しないことが、点検等の際に明らかとなった場合には、個別の状況に応じ、照明器具の交換・変更、蓄光式誘導標識の交換・変更等を適宜実施。